自動車運転技能検定に関する訓令

[最終改正 令和3.10.13 京都府警察本部訓令第25号]

(趣旨)

第1条 この訓令は、職員の自動車の運転技能の検定(以下「技能検定」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

- 第2条 この訓令における用語の意義は、次のとおりとする。
 - (1) 警察車両 京都府警察が使用する車両であつて、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令 第60号)第2条に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊 自動車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車(緊急自動車の指定を受けている大型自動二輪 車及び普通自動二輪車に限る。以下同じ。)をいう。
 - (2) 緊急自動車 道路交通法 (昭和35年法律第 105号) 第39条第1項に規定する緊急自動車をいう。

(技能検定の目的)

第3条 技能検定は、職員の運転技能を検査し、その合格者に対し一定の級位を認定して、認定 級位に対応した警察車両の運転を行わせることによつて、交通事故の防止を図るとともに、職 員の運転技能の向上を図ることを目的とする。

(技能検定の種別及び内容)

- 第4条 技能検定の種別は、次の各号に掲げるとおりとし、その内容は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 普通技能検定 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車 の運転技能について行う検定とする。
 - (2) 二輪技能検定、大型自動二輪車及び普通自動二輪車の運転技能について行う検定とする。 (技能検定の方法)
- 第5条 技能検定は、自動車の運転適性検査及び運転技能の実技審査により行うものとする。
- 2 監察官室長は、別に定める者については、前項の規定にかかわらず検定の一部を省略し、又 は検定を免除することができる。

(級位の認定及び合格基準)

- 第6条 技能検定に合格した者に対する級位の認定は、普通技能検定にあつてはA級及びA級(AT限定)(次条において単に「A級」という。)並びにB級及びB級(AT限定)(次条において単に「B級」という。)に、二輪技能検定にあつてはA級及びB級に区分して行うものとし、その合格基準は、別表第1のとおりとする。
- 2 前条第2項の規定により技能検定を免除された者は、技能検定に合格したものとみなし、その級位の認定は前項の規定を適用する。

(級位の認定により運転できる車両)

- 第7条 級位の認定により運転できる車両は、技能検定の種別に対応する警察車両とする。
- 2 緊急自動車の運転については、次によるものとする。
 - (1) A級 緊急自動車を運転することができる。

- (2) B級 緊急自動車を運転することができない。ただし、緊急時又は特別の事情があり、所属長、安全運転管理者(安全運転及び警察車両の管理に関する訓令(昭和45年京都府警察本部訓令第12号)第7条に規定する安全運転管理者をいう。)又は当直長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。
- 第8条及び第9条 削除

(技能検定の受検資格及び申請)

- 第10条 技能検定の受検資格は、別表第2のとおりとする。
- 2 所属長は、所属職員に技能検定を受けさせようとするときは、前項の受検資格の有無を調査 した後、自動車運転技能検定申請書(甲)(別記様式第1)により、監察官室長に申請するも のとする。
- 3 所属長は、既に級位の認定を受けている所属職員に、同一検定種別の異なる級位を取得させる必要があるとき、又は異なる検定種別の級位を取得させる必要があるときは、自動車運転技能検定申請書(乙)(別記様式第2)により、監察官室長に申請するものとする。

(技能検定の実施)

- 第11条 監察官室長は、前条の規定による申請を受けたときは、別に定めるところにより、当該申請に係る職員の技能検定を実施するものとする。
- 2 警務部長は、別に定めるところにより、必要数の自動車運転技能審査員を指名し、これに運転技能の審査を行わせるものとする。

(合格者の決定等)

- 第12条 監察官室長は、第6条の合格基準に達したと認める者を、技能検定の合格者に決定する ものとする。
- 2 監察官室長は、前項の規定により技能検定の受検者の合否を決定したときは、自動車運転技 能検定の結果について(通知) (別記様式第3)により当該職員の所属長にその旨を通知する ものとする。

(認定級位の取消し等)

- 第13条 監察官室長は、級位の認定を受けている職員が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その職員の認定級位を取り消し、又は一定の期間を定めてその効力を停止することができる。
 - (1) 重大な交通事故を起こし、又は悪質な道路交通関係法令違反をしたとき。
 - (2) 再三にわたる指導教養にかかわらず、交通関係法令を遵守した安全運転ができないとき。
 - (3) 強度の飲酒癖又は粗暴癖が判明し、自動車等の運転者としての適性を欠いたとき。
 - (4) 自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気になつたとき、又は身体的障害が生じたとき。
 - (5) その他警察車両の運転に支障があると認めたとき。
- 2 監察官室長は、前項の規定により認定級位を取り消し、又はその効力を停止したときは、自動車運転技能検定認定級位の取消し(効力停止)の決定について(通知)(別記様式第4)を その職員の所属長に送付するものとする。

(交通事故等の報告)

第14条 所属長は、技能検定に合格している所属職員が前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、自動車運転技能検定認定級位取消し(効力停止)事由報告書(別記様式第

5) により、速やかに監察官室長に報告するものとする。

(合格者台帳の備付け)

第15条 監察官室長は、自動車運転技能検定合格者台帳(別記様式第6)を備え付け、所要事項 を記録しておかなければならない。

(その他)

- 第16条 この訓令に定める警務部長の事務については、監察官室長に専決させることができる。
- 2 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

自動車運転技能検定合格基準

種別	級 位	合格基準
	A 571	運 転 適 性 検 査 判定値3以上
	A 級	実 技 審 査 80点以上
	A 級	運 転 適 性 検 査 判定値3以上
普通技能検定	(AT限定)	実 技 審 査 80点以上
百 坦 仅 能 快 疋	B 級	運 転 適 性 検 査 判定値3以上
	D /lyx	実 技 審 査 70点以上
	B 級	運 転 適 性 検 査 判定値3以上
	(AT限定)	実 技 審 査 70点以上
	A 級	運 転 適 性 検 査 判定値3以上
二輪技能検定	A nyx	実 技 審 査 80点以上
— 粣 坟 眤 慡 疋	B 級	運 転 適 性 検 査 判定値3以上
	D TIYX	実 技 審 査 70点以上

備考 1 運転適性検査は、ペーパーテストにより行う。

- 2 実技審査は、運転装置の操作能力及び交通関係法令の励行能力その他安全運転に必要 な能力について行う。
- 3 AT限定の級位の検定は、当該級位を希望する者又は運転免許条件が「AT車限定」 の者を対象として行う。

別表第2 (第10条関係)

「衣泉2 (第109 検 定 種 別	級位	受	検 資 格
快化性机	极久1年	免 許 資 格	その他の資格
	A級	大型自動車免許、中型 自動車免許、準中型自動 車免許又は普通自動車免 許(AT限定を除く。) を受けた者で、当該免許 を受けていた期間(されが を受けてが停止されが 免許の効力が除く。) がた期間を除く。) いた期間を除く。) りたまして りたましたもの	(1) 過去2年以内に交通事故又は 交通関係法令違反により、所属 長注意以上の処分を受けたこと がない者 (2) 第13条の規定による取消処分 を受けた者である場合は、処分 の日から2年を経過した者
	A級 (AT限定)	大型自動車免許、中型 自動車免許、準中型自動 車免許又は普通自動車免 許を受けた者で、当該免 許を受けていた期間(当 該免許の効力が停止され ていた期間を除く。)が 通算して3年に達したも	
普通技能検定		0	
	B級	大型自動車免許、中型 自動車免許、準中型動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免 許(AT限定を除る。) を受けた者で、当該免許 を受けてれた期間(されが 免許の効力が停止さいが 免許の期間を除く。) 第して2年に達したもの	(1) 過去2年以内に交通事故又は 交通関係法令違反により、所属 長注意以上の処分を受けたこと がない者 (2) 第13条の規定による取消処分 を受けた者である場合は、処分 の日から1年を経過した者
	B級 (AT限定)	大型自動車免許、中型 自動車免許、準中型自動 車免許又は普通自動車免 許を受けた者で、当該免 許を受けていた期間(され でいた期間を除く。)が でいた期間を除く。)が 通算して2年に達したもの	
- ±\(\) ±\(\) ±\(\) \(\) = \(\)	A級	大型自動二輪車免許及 び普通自動二輪車免許を 受けた者で当該免許を受 けていた期間(当該免許 の効力が停止されていた 期間を除く。)が通算し て2年に達したもの	(1) 過去2年以内に交通事故又は 交通関係法令違反により、所属 長注意以上の処分を受けたこと がない者 (2) 第13条の規定による取消処分 を受けた者である場合は、処分 の日から2年を経過した者
二輪技能検定		大型自動二輪車免許及 び普通自動二輪車免許を	(1) 過去2年以内に交通事故又は 交通関係法令違反により、所属

 B級	受けた者	長注意以上の処分を受けたこと
D积		がない者
		(2) 第13条の規定による取消処分
		を受けた者である場合は、処分
		の日から1年を経過した者

様式第1 (第10条関係)

監察官室長 殿

年	月	末日	廃棄	
	第		Ę	ユ ブ
	年	月	E	1
所		属	£	₹

自動車運転技能検定申請書(甲)

			受	 検		者		運転適	過去の
受検種別	K	7H: 4T	氏 名		免許	免許取得	AT限定	性検査	事故等
	係	階級	(職員番号)	年齢	種別	年月日	(免許条件)	判定値	の状況
							有・無		
							有・無		
							有・無		
							有・無		
							有・無		
							有・無		
							有・無		
							有・無		
							有・無		
							有・無		
							有・無		
							有・無		

注 受検種別の欄には、普通技能検定の場合は「普通」又は「普通 (AT限定)」と、二輪技 能検定の場合は「二輪」と記載すること。

監察官室長 殿

年	۶.	末日廃	棄
	第		号
	年	月	目
所		属	長

自動車運転技能検定申請書(乙)

受検種別	係	階級	氏 名	年齢		現認定		運転適 性検査	受検上の
文伙臣///	NV.	PE ///X	(職員番号)	т др	種別	級位	交付年月日	判定值	参考事項

- 注 1 受検種別の欄には、普通技能検定の場合は「普通」又は「普通(AT限定)」と、二 輪技能検定の場合は「二輪」と記載すること。
 - 2 受検上の参考事項の欄には、現級位取得後の交通事故の有無、運転経歴その他検定の 参考となるべき事項を記載すること。

所 属 長 殿

	年	月月	卡日廃	棄
監	第			号
	年	J	1	目
監	察	官	室	長

自動車運転技能検定の結果について(通知)

K	766	ψπ		by the light of th			検	定	結		果			
係	階	极	氏	名	級	位	種	別		合	格	年	月	月

所 属 長 殿

	年	月末	ミ日廃	棄
監	第			 号
	年	月	1	日
卧	宛	亡	字	長

自動車運転技能検定認定級位の取消し(効力停止)の決定について(通知)

年 月 日付け 第 号による報告に基づき審査した結果、次のとおり決定したから通知する。

り決定した	から連知す	うる。										
係		階	級		氏 生年月							
決定	年 月 日					年		月		日		
			取	消 し 								
決定	事項		効力	停止	箇月		(自)		年年	月月	日日	
理	由											

監察官室長 殿

	年	月	末日廃	棄
		第		Ę
		年	月	E
所		届		F

自動車運転技能検定認定級位の取消し(効力停止)事由報告書 この度、次のような事案(事由)が生じたので報告します。

係			階級		氏 名 生年月日					
検	定	種	別	普通		級	<u> </u>	輪		級
合	格	年 月				年	月		目	
免許種別及び取得年月日				免許			年	月	日	取得
事案	(事)	由) 0)概要							
処分についての所属長意見										

自動車運転技能検定合格者台帳

	目 財 単 連 転 技 能 横 正 危 検 定			合格		受検	
氏 名	種別	級位	備考	年 月 免除	月日	別 免除	所 属